三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおり

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町高光字一ノ渡リ筋セヤス家ノマへ三〇八、字世薮筋下モ六三一〇、字世薮筋セヤス向六三二四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字一ノ渡リ筋セヤス家ノマへ三〇八・字世薮筋下モ六三一〇・字世薮筋セヤス向六三二四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県庄原市西城町油木字衣木五一九〇の一七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県東広島市志和町別府字向イ山一〇一八四の九七

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○東北地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月五日　東北地方整備局長　西村　拓

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大山一六番から同村大字小田倉字稗返三一九番まで	前	二〇・三メートル～四一・六メートル
	後	一二・二メートル～二七・六三キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○関東地方整備局告示第五十八号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所に備え置いて、縦覧に供する。

令和八年三月五日　関東地方整備局長　橋本　雅道

現告示図面（昭和四十一年十二月二十八日建設省告示第四千二百二十五号）中第三百七十三号図の次に第三百七十四号図から第三百八十六号図を加え、それぞれ茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条及び第十四条の規定により、河川保全区域及び河川予定地の指定があったものとみなされた、昭和三十四年八月十四日付け群馬県告示第二百六十一号（河）に係る土地の区域は廃止する。

○関東地方整備局告示第五十九号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所に備え置いて、縦覧に供する。

令和八年三月五日　関東地方整備局長　橋本　雅道

現告示図面（昭和四十一年十二月二十八日建設省告示第四千二百二十五号）中第三百七十三号図の次に第三百七十四号図から第三百九十三号図を加え、それぞれ茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

（図面省略）

○関東地方整備局告示第六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月五日　関東地方整備局長　橋本　雅道

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第百十一号水戸・勝田都市計画、日立都市計画、大宮都市計画及び常北都市計画下水道事業那珂久慈流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十七年一月二十八日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし